

# 第7回教育委員会

令和2年6月16日  
午後3時30分  
本庁舎屋上会議室

案 件

議案第54号

大阪市立学校管理規則の一部を改正する規則案

## 大阪市立学校管理規則の一部を改正する規則の一部改正について

### 1 改正の理由

本市では、令和2年2月29日（土）より、新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、幼児児童生徒の感染予防の観点から、大阪市立全学校園について、臨時休業を行ってきた。

その後、政府等から新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の対象地域から解除されたことを受け、臨時休業措置は令和2年5月31日（日）を以て終了し、6月1日（月）から学校園を再開した。

この間、教科書と併用できる教材、動画等を活用した学習を組み合わせる等、計画性をもった学習課題を課すとともに、登校日を設定して学習指導の充実等に努め、児童生徒の学習の機会を保障する取組を講じてきたが、学校再開にあたって、長期休業期間の短縮を行い、令和2年度に必要な授業日数を確保する必要があることから、規則の一部を改正する。

### 2 改正の内容

令和2年度に限り、大阪市立小学校、中学校の夏季休業期間を「7月21日～8月24日」から「8月8日～8月24日」に、冬季休業期間を「12月25日～翌年1月7日」から「12月26日～翌年1月6日」に変更する。

### 3 施行期日

公布の日

## 議案第 54 号

### 大阪市立学校管理規則の一部を改正する規則案

大阪市立学校管理規則（昭和 35 年大阪市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 項の前に見出しとして「(施行期日等)」を付す。

附則第 4 項の前に見出しとして「(令和 2 年度の休業日に関する特例)」を付し、同項を次のように改める。

4 令和 2 年度に限り、小学校及び中学校に対する第 2 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項第 1 号中「7 月 21 日」とあるのは「8 月 8 日」と、同項第 2 号中「12 月 25 日」とあるのは「12 月 26 日」と、「翌年 1 月 7 日」とあるのは「翌年 1 月 6 日」とする。

#### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

(参照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市立学校管理規則（抄）

附則

(施行期日等)

1－3 省略

(令和２年度の休業日に関する特例)

4 平成 21 年度に限り、幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校の学年、学期及び休業日に関する第 2 条第 2 項及び第 2 条の 2 第 1 項第 1 号の規定の適用については、第 2 条第 2 項中「8 月 31 日」とあるのは「8 月 26 日」と、「9 月 1 日」とあるのは「8 月 27 日」と、第 2 条の 2 第 1 項第 1 号中「8 月 31 日」とあるのは「8 月 26 日」とする。

令和 2 年度に限り、小学校及び中学校に対する第 2 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項第 1 号中「7 月 21 日」とあるのは「8 月 8 日」と、同項第 2 号中「12 月 25 日」とあるのは「12 月 26 日」と、「翌年 1 月 7 日」とあるのは「翌年 1 月 6 日」とする。

(休業日)

第2条の2 学校(幼稚園を含む。第8条の4、第8条の6、第8条の8及び第8条の12を除き以下同じ。)の休業日は、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日及び土曜日のほか、次のとおりとする。

- (1) 夏季休業日 7月21日から8月24日(高等学校においては8月31日)まで
- (2) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで
- (3) 春季休業日 3月25日(高等学校においては3月16日)から4月7日まで
- (4) その他教育委員会が特に必要と認める日

#### 附 則

##### (施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第6条の規定により、教育委員会の承認を受け又は届け出なければならないこととされたもののうち、この規則施行の際、現に使用しているものについては、当該使用期間中に限り、第6条の規定を適用しない。
- 3 従来取扱により教頭の職務を命ぜられていた者は、この規則施行と同時に、その職務を免ぜられたものとする。

##### (令和2年度の休業日に関する特例)

- 4 令和2年度に限り、小学校及び中学校に対する第2条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「7月21日」とあるのは「8月8日」と、同項第2号中「12月25日」とあるのは「12月26日」と、「翌年1月7日」とあるのは「翌年1月6日」とする。